

第1回愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画検討委員会 議事録

【議事】 愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

事務局から、資料2-1、2-2、2-3について説明。

(委員長)： どうもありがとうございました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見・ご質問等がございましたら、ご発言ください。

(委員)： 資料2-2・8ページの表2-2-2に、その他の機器等には微量PCB汚染廃電気機器も含まれるということだが、環境省の基本計画では微量PCB汚染廃電気機器も含むという理解なのか。

(事務局)： 環境省の基本計画の3ページの(注)において、高圧トランス及び高圧コンデンサ等と、ポリ塩化ビフェニル廃棄物には、微量PCB汚染廃電気機器も含まれる旨の記載がされております。

(委員)： 環境省の基本計画の4ページの「2 安定器等・汚染物」に記載されている低圧コンデンサの約170万台には、微量PCB汚染廃電気機器は含まれていないはずである。

(事務局)： 微量PCB汚染廃電気機器は含まないようにして表2-2-2の精査を検討させていただきます。

(委員)： 環境省の基本計画に合わせて、「2 安定器等・汚染物」には、微量PCB汚染廃電気機器を入れない方がいい。

(委員)： 資料2-2・3ページの「2 計画の対象」には、「①高圧トランス及び廃PCB等」とあり、7ページの中では「トランス類」となっており、文言が合わせられていない。環境省の基本計画に合わせて選んだ方がいい。また、愛知県の処理計画の中で使用する名称は3ページで定義しておくのがいいと思う。

(事務局)： 文言を合わせるようにして検討させていただきます。

(委員)： 愛知県のPCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会で検討される事項の中に、微量PCB汚染廃電気機器は含まれないという理解でよいか。

(事務局)： 微量PCB汚染廃電気機器は含まれておりません。

(委員)： 微量PCB汚染廃電気機器と低濃度PCB廃棄物とはどう違うのか。

(委員)： 私が説明すると、PCB処理が始まった当初は高濃度PCB絶縁油の他に、比較的濃度が低いものを低濃度PCB絶縁油と呼んでいたが、PCBの製造が中止されたあとに作られた機器に非意図的に微量のPCBに汚染されている可能性があることが判明して以降、これら汚染機器を微量PCB汚染廃電気機器と呼んでいた。近年、無害化処理が始まって、境目が5,000ppmという定義ができたので、高いものを高濃度PCB、低いものを低濃度PCBと呼ぶようになったという経緯になっている。この経緯があるため理解しにくくなっているが、微量PCB汚染廃電気機器は低濃度PCBの1つに分類されている。

(委員)： それでは、中部電力が保有している抜油後の油は、昔は微量PCBで、今は低濃度PCBということですね。

(事務局)： 今の説明に補足しますと、従前より中部電力は自社の柱上トランスに由来する微量のPCBの自社処理を行っており、こういう表現をしている。

(委員)： JESCO北九州事業所の施設内で事故があった場合は、その責任の所在はどこか。

(事務局)： 施設内に運び入れた時点以降で、JESCO北九州事業所になります。

(委員)： では、施設内の事故はJESCO北九州事業所の責任になり、運搬途中の事故は運搬業者の責任になるということか。

(事務局)： おっしゃるとおりでございます。

(委員)： 資料2-2・11ページの表3-1-2を、安定器等処理施設と記載してはどうか。

(事務局)： 検討させていただきます。

(委員)： 資料2-2・9ページ他に、「柱上トランス」を「柱状トランス」になっている。

(事務局)： 修正いたします。

(委員)： 参考資料5の収集・運搬ガイドラインについて、低濃度PCBのガイドラインもあったはずだが、資料2-2・15ページに追記してはどうか。

(事務局)： 入れる予定でありましたが、今回の委員会資料が分厚くなるのを避け

て、あえてここには入れませんでした。なお、資料2-2には追記することいたします。

(委員)： 資料2-2・13ページにある管理番号付きステッカーの貼付は、今でも行われているのか。

(事務局)： この施策は現在でも施行しております。

(委員)： PCB廃棄物だけでなく、使用中の機器にもステッカー貼付を行えるとよい。

(事務局)： 廃棄物を対象に業務を行っている所属であり、難しい面があります。

(委員長)： 使用中の機器も、2027年までに廃棄物として処理されるのか。

(事務局)： おっしゃるとおりでございます。

(委員)： 資料2-2・6ページの本文中には、中部近畿産業保安監督部に報告されたものを基に表2-1-2を作成したとしているが、説明では県の届出を基に作成したと言われたがどうか。

(事務局)： 修正を含め検討させていただきます。

(委員長)： 他にご意見はございますか。今回指摘のあった点を修正したものについて、次回の第2回ときには事前に各委員に意見をもらい、それらを集約した計画書案をベースに検討委員会に諮ることとしたい。

(事務局)： 承知いたしました。

【その他】

- ・特になし。

以上